

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
1		あ	あへん法		健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ	045-210-4972	045-201-9025	医療及び学術研究の用に供するあへの供給の適正を図るため、国があへの輸入、輸出、収納及び売渡を行い、あわせて、けしの栽培並びにあへん及びけしがらの譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行うこと等を定めている。
2	●	あ	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	献血の推進・啓発に関すること	健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ 生産指導グループ	045-210-4964 045-210-4976	045-201-9025	血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資すること等を定めている。
2	●	あ	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	採血業に関すること	健康医療局	薬務課	生産指導グループ	045-210-4976	045-201-9025	血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進のために必要な措置を講ずるとともに、人の血液の利用の適正及び献血者等の保護を図るために必要な規制を行うことにより、国民の保健衛生の向上に資すること等を定めている。
3	●	あ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	資格に関することは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の資格を定めるとともに、その業務が適正に行われるよう施術所に対する規制、広告の制限、業務等の報告を規律するほか、その他の医薬類似行為業について規律することを目的としている。
3	●	あ	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	養成施設に関すること	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の資格を定めるとともに、その業務が適正に行われるよう施術所に対する規制、広告の制限、業務等の報告を規律するほか、その他の医薬類似行為業について規律することを目的としている。
4	●	い	医師法	免許に関することは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	医師の資格に関する免許、試験、臨床研修を規定。 医師以外の者の医薬や名称を用いることを禁じている。医師には診療義務や診断書等交付義務が課されており、無診察治療等が禁止されている。他にも異状死体等届出義務、処方せん交付義務、診療録記載・保存義務等が課せられている。
4	●	い	医師法	免許に関すること	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	医師の資格に関する免許、試験、臨床研修を規定。 医師以外の者の医薬や名称を用いることを禁じている。医師には診療義務や診断書等交付義務が課されており、無診察治療等が禁止されている。他にも異状死体等届出義務、処方せん交付義務、診療録記載・保存義務等が課せられている。
5		い	意匠法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としている。意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。意匠制度は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護するものである。
6	●	い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律		環境農政局	畜産課	安全管理グループ	045-210-4518	045-210-8850	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うこと等により、保健衛生の向上を図ることを目的とする。
6	●	い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局・医薬品販売業・医療機器販売業貸与業に関すること	健康医療局	薬務課	薬事指導グループ	045-210-4967	045-201-9025	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うこと等により、保健衛生の向上を図ることを目的とする。
6	●	い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	製造販売業・製造業・修理業に関すること	健康医療局	薬務課	生産指導グループ	045-210-4976	045-201-9025	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うこと等により、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
6	●	い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	指定薬物に関するこ と	健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ	045-210-4972	045-201-9025	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うこと等により、保健衛生の向上を図ることを目的とする。
7		い	医療法		健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	病院、診療所及び助産所の開設・管理、医療法人の設立及び医療の整備推進等に関し規定。許認可の基準として、施設の構造設備基準、人員配置基準、診療放射線防護、広告規制及び医療法人運営等を定め、行政の権限として施設及び医療法人への立入検査、命令等を設けている。
8		い	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律		警察本部	少年捜査課	情報係	045-211-1212 内線3072		インターネット異性紹介事業(いわゆる「出会い系サイト」)の利用に起因する犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資するため、児童を性交等の相手方となるよう誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置等を定めているものである。
9		え	栄養士法		健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	栄養士・管理栄養士の業務及び免許の付与、その取消し等と管理栄養士の国家試験について規定されている。
10		え	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律		くらし安全 防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気 グループ	045-210-3484	045-210-8830	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
11		お	卸売市場法		環境農政局	農政課	ブランド推進グループ	045-210-4441	045-210-8851	卸売市場が食品等の流通（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。）において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的とする。
12		お	温泉法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
13	●	か	介護保険法		福祉子ども みらい局	地域福祉課	福祉介護人材グループ	045-210-4768	045-210-8874	介護支援専門員に係る資格の登録・取消し、試験、指定試験機関の指定のほか、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務等を定めている。 この法律に違反したときなどは、勧告を行い、勧告に従わないときは、業務改善、事業の停止又は取消を命ずることができる。
13	●	か	介護保険法		福祉子ども みらい局	高齢福祉課	企画グループ 福祉施設グループ 保健・居住施設グループ 在宅サービスグループ 監査グループ	045-210-4835 045-210-4851 045-210-4856 045-210-4824 045-210-1111 内線4832	045-210-8874	40歳以上の人を対象に市町村が保険料を徴収し、介護が必要となったときに、県・市の指定などを受けたサービス事業者から、在宅サービスや施設サービスなどの提供を、1割から3割の自己負担で受けることができる「社会保障制度」で、県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な指導及び適切な援助を行う。 都道府県知事は、介護サービス事業者がこの法律に違反したときなどは、勧告を行い、勧告に従わないときは、業務改善、事業の停止又は取消を命ずることができる。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
14		か	覚醒剤取締法		健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ	045-210-4972	045-201-9025	覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行うこと等を定めている。
15		か	貸金業法		産業労働局	金融課	調整グループ	045-210-5690	045-210-8872	貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。
16	●	が	ガス事業法		くらし安全 防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475	045-210-8830	ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、及びガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、あわせて公害の防止を図ることを目的とする。
16	●	が	ガス事業法	損失補償の裁定に 関することに 限る	県土整備局	用地課	企画指導グループ	045-210-6145	045-210-8878	ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、ガス事業の健全な発達を図るとともに、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造、販売を規制する。
17		か	化製場等に関する法律		健康医療局	生活衛生課	動物愛護・水道グループ	045-210-4947	045-210-8864	化製場等の施設や管理について必要な基準を定めることで、公衆衛生の向上に資する。
18		か	家畜改良増殖法		環境農政局	畜産課	畜産環境グループ	045-210-4514	045-210-8850	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保、及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資する。国の家畜改良増殖目標に即した県計画を定めること、種畜に関すること、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関すること、家畜の登録に関すること、等について規制している。
19		か	家畜伝染病予防法		環境農政局	畜産課	安全管理グループ	045-210-4518	045-210-8850	家畜の伝染性疾患の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る。
20		か	家畜取引法		環境農政局	畜産課	畜産環境グループ	045-210-4514	045-210-8850	家畜市場の取引を一定の秩序の下に公正明朗に行わせ、大量の家畜の取引が集地的に行われることによって需要と供給を反映した適正な価格が形成されるよう、家畜市場について最低限度の規制を行うとともに、家畜生産地帯における家畜市場の再編整備を促進するために必要な措置を定めることにより、家畜流通の円滑を図り、畜産の振興に寄与している。
21		か	家畜排せつ物の管理の適正化 及び利用の促進に関する法律		環境農政局	畜産課	畜産環境グループ	045-210-4514	045-210-8850	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資する。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
22	●	が	学校教育法	私立学校に関するこ と	福祉子ども みらい局	私学振興課	教育指導グループ	045-210-3786	045-210-8839	憲法と教育基本法に則り教育の機会均等を実現するため、学校教育に関する事項を定めた法規。総則として学校の種類、設置者、設置基準、設置と経費の設置者負担の原則、授業料の徴収、校長及び教員の資格、懲戒、学校保健、閉鎖命令、学校の法令違反に対する監督庁の変更命令、学齢子女の使用者の義務など各学校種別に共通な事項を定め、それぞれの学校種別ごとに学校の目的・目標、修業年限、教育課程教科用図書、教職員の種類と職務、就学義務、入学・退学・転学についての規定を定めている。そのほか市町村の小・中学校の設置義務、高等学校の全日制・定時制・通信制、大学における教授会・研究所・大学院・公開講座などに関する事項等について規定している。
22	●	が	学校教育法		教育局	行政課	行政グループ	045-210-8081	045-210-8938	教育基本法に基づいて、学校制度の基本を定めた法律。幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の設置者、設置廃止等の認可、法令違反の罰則等について規定している。
23		か	割賦販売法		くらし安全 防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	割賦販売等に係る取引の公正、健全な発達、購入者等の利益の保護、商品の流通の円滑化、国民経済の発展、割賦販売等を行う中小業者の事業の安定及び振興を目的とする。
24		か	家庭用品品質表示法		くらし安全 防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を識別することが困難でかつ品質を識別することが特に必要と認められるとして政令で定められた品目について、品質に関する表示の標準を規定する。
25	●	か	火薬類取締法		くらし安全 防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475	045-210-8830	火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。
25	●	か	火薬類取締法		警察本部	生活安全総務課	営業第二係	045-211-1212 内線3033		危険物である火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制するものである。
26		か	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		健康医療局	健康危機・感染症 対策課	感染症対策連携グループ	045-210-4791	045-633-3770	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることで、感染症の発生予防、まん延防止等を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。
27		が	がん登録等の推進に関する法律		健康医療局	がん・疾病対策課	がん・循環器対策グループ	045-210-5015	045-210-8860	全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実を資することを目的とする。
28		ぎ	義肢装具士法	養成施設に関するこ と	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	義肢装具士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように、免許、試験、業務等について定めている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	種別 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
29	ぎ		技術士法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	技術士等の資格を定め、その業務の適正を図り、もって科学技術の向上と国民経済の発展に資することを目的としている。技術士とは、「法定の登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務を行う者」をいう。技術士は、文部科学省が技術士法に基づき、公的に証明し、認定する国家資格である。
30	き		救急救命士法		くらし安全 防災局	消防保安課	消防グループ	045-210-3436	045-210-8829	搬送途上における医療の充実を図るため、救急救命処置を医師の指示の下に行うことができる資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律する。
31	き		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		県土整備局	砂防課	砂防・急傾斜地グループ	045-210-6508	045-210-8897	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。 急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限等が定められている。
32	き		教育職員免許法		教育局	教職員企画課	免許グループ	045-210-8140	045-210-8938	教育職員（学校教育法第1条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに幼保連携型認定こども園の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師）の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。
33	き		狂犬病予防法		健康医療局	生活衛生課	動物愛護・水道グループ	045-210-4947	045-210-8864	犬の飼養者に対し飼い犬の登録と狂犬病予防ワクチンの接種を義務付けるとともに、野犬の捕獲を行うことで、狂犬病の発生とそのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
34	ぎ		行政書士法		政策局	政策法務課	訟務グループ	045-210-2420	045-201-2396	行政書士の業務、試験、登録等について規定するとともに、業務の適正を図るための知事の監督、罰則等について規定する。
35	ぎ		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （通称：マイナンバー法、番号利用法）		総務局	デジタル戦略 本部室	企画グループ	045-210-5920	045-210-8824	行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保を図り、かつ、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行い、又はこれらの者から便益の提供を受ける国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。
36	ぎ		漁業災害補償法		環境農政局	水産課	水産指導グループ	045-210-4539	045-210-8853	中小漁業者が営む漁業につき異常の事象等により受けた損失を補てんするための漁業災害補償の制度等の措置について規定している。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
37		ぎ	漁業法		環境農政局	水産課	漁業調整・資源管理 グループ	045-210-4549	045-210-8853	漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用 によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るこ とを目的とする。 「漁業」とは水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。 「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採 捕又は養殖に従事する者をいう。
38		ぎ	漁船損害等補償法		環境農政局	水産課	漁業調整・資源管理 グループ	045-210-4551	045-210-8853	漁船及び漁船に積載した漁獲物等について、不慮の事故及び運行に伴う不慮の費用負担等の損 害を補填するための措置を定めるとともに、これらを補完する処置を講じることによって、漁業 経営の安定に資することを目的とする。
39		ぎ	漁船法		環境農政局	水産課	漁業調整・資源管理 グループ	045-210-4551	045-210-8853	漁船の建造を調整し、漁船登録及び検査、漁船に関する試験を行うことによって、漁船の性能 の向上を図り併せて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。
40		く	クリーニング業法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	クリーニング業に対して、公衆衛生の見地から必要な指導を行い、もってその経営を公共の福 祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図る。
41		け	警備業法		警察本部	生活安全総務課	営業第二係	045-211-1212 内線3033		警備業は、警備員の有形又は無形の影響力によって人の生命、身体、財産等を守ることを業務 の主な内容としていることから、違法、不当な警備業務の実施により国民生活に大きな不安と混 乱を与えないよう必要な規制を定めているものである。
42		け	計量法		産業労働局	総務室	総務グループ	045-210-5517	045-210-8867	非法定計量単位の使用禁止、適正な計量器の使用、取引・証明行為における正確計量、特定計 量器を製造・修理・販売する事業の届出と適正な計量器の供給、計量証明を事業とする者に係る 証明上の規定、その他、計量の安全を確保するため各種規定を設けている。
43		げ	下水道法		県土整備局	下水道課	経営グループ	045-210-6448	045-210-8888	市町村が実施主体である公共下水道、都道府県が実施主体である流域下水道等の設置その他の 管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄 与し、あわせて公共用水域の保全に資することを目的とする。 下水道の施設を損壊等により下水の排除を妨害した場合、下水道管理者からの改善命令等に違 反した場合、特定事業場からの下水の排除基準に違反した場合等に、違反者に対する罰則を設け ている。
44	●	け	健康増進法	受動喫煙防止に関す ることは除く	健康医療局	健康増進課	健康づくりグループ	045-210-1111 内線 4773	045-210-8857	我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著 しく増大していることから、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとと もに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図ることを目的とし、基本 方針に基づいた都道府県健康増進計画等、国民健康・栄養調査、健康診査の実施等に関する指 針、特定給食施設、受動喫煙の防止、特別用途表示等について定めている。
44	●	け	健康増進法	受動喫煙防止に関す ること	健康医療局	がん・疾病対策課	がん・循環器対策グループ	045-210-5025	045-210-8860	国民の健康増進の総合的な推進に関し、地方公共団体の健康増進計画の策定、国民健康・栄養 調査の実施、特定給食施設における栄養管理に関する届け出、受動喫煙の防止について定める。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
45		げ	言語聴覚士法	養成施設に関するこ と	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように、免許、試験、業務等について定めている。
46		げ	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律		福祉子ども みらい局	生活援護課	援護グループ	045-210-4907	045-210-8859	原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、保健・医療及び福祉にわたる総合的な援護対策を行うことを目的とする。具体的には、健康診断の実施・医療費給付・各種手当の支給等が定められている。
47		げ	原子力災害対策特別措置法		くらし安全 防災局	危機管理防災課	企画グループ	045-210-5945	045-210-8829	原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、国の原子力災害対策本部の設置、応急対策の実施等、原子力災害に対する対策強化を図る。
48		け	建設業法		県土整備局	建設業課	調査指導グループ	045-285-4245	045-285-4248	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
49	●	け	建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律	再資源化等の実施に 係るものに限る	環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。（法第1条）
49	●	け	建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律	解体工事業者の登録 に関するものに限る	県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 （建設業審査担当）	045-313-0722	045-272-6480	発注者による解体工事等の事前届出等の手続制度の整備、解体工事等の受注者等に対する分別解体等及び再資源化等の義務付け、解体工事業登録制度の実施等によって、建設工事に係る資材の再資源化を促進する。
49	●	け	建設工事に係る資材の再資源 化等に関する法律	分別解体等の実施に 係るものに限る	県土整備局	技術管理課	建設リサイクルグループ	045-285-3203	045-210-8881	発注者による解体工事等の事前届出等の手続制度の整備、解体工事等の受注者等に対する分別解体等及び再資源化等の義務付け、解体工事業登録制度の実施等によって、建設工事に係る資材の再資源化を促進する。
50	●	け	建築基準法	建築基準法に基づく 許可基準等に限る	県土整備局	建築指導課	建築指導グループ	045-210-6244	045-210-8884	（※ 横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市は、建築基準法による事務を、それぞれの市で実施している。）建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産を保護する。
50	●	け	建築基準法	指定確認検査機関 （指定構造計算判定 機関含む。）及び違 反建築物対策に関す る規定に限る。	県土整備局	建築安全課	指導監督グループ	045-210-6262	045-210-8884	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産を保護する。 〔分掌に関連〕 国土交通大臣（及び都道府県知事）からの指定を受けた指定確認検査機関において、建築主事と同様に建築確認・検査業務を行うことができることとする規定及び指定構造計算適合性判定機関に構造計算の適合性の判定を求めることを要する規定が定められている。
51		け	建築士法		県土整備局	建築安全課	指導監督グループ	045-210-6262	045-210-8884	建築物の設計、工事監理等を行う技術者（一級建築士、二級建築士及び木造建築士）の資格を定めて、その業務の適正をはかり建築物の質の向上に寄与させることを目的に、建築士の免許の登録、業務及び建築士事務所の登録等に関する事項を定めている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所属	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
52		け	建築物における衛生的環境の確保に関する法律		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資する。
53		こ	高圧ガス保安法		くらし安全 防災局	消防保安課	高圧ガス・コンビナートグループ (液石則に係るものについては、LPガス・火薬・電気グループ)	045-210-3489 (045-210-3484)	045-210-8830	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とするものである。
54		こ	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律		総務局	文書課	公益・宗教法人グループ	045-210-2461	045-210-8892	内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするもの。
55		こ	興行場法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	興行場の経営が、公衆衛生の見地から支障なく行われることを目的とする。
56		こ	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の特例を定めている。「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機と特許出願その他の工業所有権に関する手続をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
57		こ	公衆浴場法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	公衆浴場の経営が、公衆衛生の見地から支障なく行われることを目的とする。
58		こ	小売商業調整特別措置法		産業労働局	商業流通課	流通企画グループ	045-210-5605	045-210-8875	政令で指定する市（県内は横浜市）内の建物において、小売市場の開設により、当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなり、中小小売商の経営が著しく不安定になることを防止するため、建物の全部又は一部を小売商に貸し付け、又は譲り渡す場合は、知事の許可を要することとし、既存の中小小売商の保護を図っている。
59		こ	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	建築物に関することに 限る	県土整備局	建築指導課	建築指導グループ	045-210-6244	045-210-8884	(※ 横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市は、バリアフリー法による事務を、それぞれの市で実施している。) 公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
60		こ	高齢者の医療の確保に関する法律		健康医療局	医療保険課	保険者指導グループ	045-210-4881	045-210-8860 (設置場所：がん・疾病対策課)	国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。 事業の運営は、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら運営を行う。
61		こ	国民健康保険法		健康医療局	医療保険課	保険者指導グループ	045-210-4881	045-210-8860 (設置場所：がん・疾病対策課)	国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 国民健康保険の被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付について規定している。事業の運営は、都道府県と市町村又は国民健康保険組合が保険者として行う。
62		こ	国民生活安定緊急措置法		くらし安全防災局	消費生活課	企画グループ	045-312-1121 内線2621	045-312-3506	物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、生活関連物資等の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるとき等に、当該物資を政令で指定し、標準価格の設定等による価格及び需給の調整等に関する緊急措置を講じることにより、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。
63		こ	湖沼水質保全特別措置法		環境農政局	環境課	水環境グループ	045-210-4123	045-210-8846	湖沼の水質の保全を図るため、湖沼水質保全基本方針を定めるとともに、水質の汚濁に係る環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び汚水、廃液その他の水質の汚濁の原因となる物を排出する施設に係る必要な規制を行う等の特別の措置を講じ、もって国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。
64		こ	個人情報の保護に関する法律		政策局	情報公開広聴課	情報公開グループ	045-210-3720	045-210-8838	個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報取扱事業者の義務やその義務に違反した場合の個人情報保護委員会の勧告、命令等の権限、個人情報保護委員会の命令に従わない場合の罰則等を規定する。
65		こ	子ども・子育て支援法		福祉子どもみらい局	次世代育成課	調整グループ 企画グループ 保育・待機児童対策グループ 監査グループ	045-210-4690 045-210-4690 045-210-4680 045-210-4669	045-210-8956	子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。 都道府県知事は、特定教育・保育提供者が法第58条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、当該特定教育・保育提供者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
66		こ	古物営業法		警察本部	生活安全総務課	営業第一係	045-211-1212 内線3031		古物の取引を公正明朗にして、盗品等の流通を防止するとともにその発見を容易にすることにより、国民の財産を保護するため必要な規制を定めているものである。
67		ご	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律		くらし安全防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	ゴルフ場などの施設を継続的に利用させる役務（サービス）を提供する事業者が消費者と会員契約を締結する際に消費者側に生活かつ必要な情報を開示する仕組みを作るとともに、契約の締結時期を規制すること等により、会員契約の適正化を図る。
68		き	災害救助法		くらし安全防災局	危機管理防災課	応急対策グループ	045-210-3430	045-210-8829	災害救助は、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を目的とし、災害に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な救助を実施する。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
69		さ	災害対策基本法		くらし安全 防災局	危機管理防災課	企画グループ	045-210-5945	045-210-8829	国民の生命・財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める。
70		さ	採石法		県土整備局	砂防課	審査グループ	045-210-6505	045-210-8897	岩石の採取の事業についてその事業を行う者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行い、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。 採石権の設定、採取業者の登録、岩石採取計画の認可、採石業務管理者に関する規定等がある。
71	●	し	歯科医師法	免許、養成所に関する ことは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	歯科医師の資格に関する、免許、試験、臨床研修を規定。 歯科医師以外の者の歯科医業や名称を用いることを禁じている。歯科医師には診療義務や診断書等交付義務が課されており、無診察治療等が禁止されている。他にも処方せん交付義務、診療録記載・保存義務等が課せられている。
71	●	し	歯科医師法	免許に関する こと	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	歯科医師の資格に関する、免許、試験、臨床研修を規定。 歯科医師以外の者の歯科医業や名称を用いることを禁じている。歯科医師には診療義務や診断書等交付義務が課されており、無診察治療等が禁止されている。他にも処方せん交付義務、診療録記載・保存義務等が課せられている。
72	●	し	歯科衛生士法	養成所に関する ことは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることに従事する専門技術者である歯科衛生士について規定。免許、試験及び学校養成所について規定するほか、歯科衛生士が行える業務、歯科医師の指示の下に行える業務について定められている。
72	●	し	歯科衛生士法	養成所に関する こと	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図ることに従事する専門技術者である歯科衛生士について規定。免許、試験及び学校養成所について規定するほか、歯科衛生士が行える業務、歯科医師の指示の下に行える業務について定められている。
73	●	し	歯科技工士法	養成所に関する ことは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	歯科技工士の資格を定め、業務が適正に運用されるよう規律するもの。学校又は養成所の指定、試験の実施、免許の付与、歯科技工業務及び歯科技工所について等規定されている。歯科技工所について、県知事が必要があると認めるときは報告を求め、立入検査を行うことができる。
73	●	し	歯科技工士法	養成所に関する こと	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	歯科技工士の資格を定め、業務が適正に運用されるよう規律するもの。学校又は養成所の指定、試験の実施、免許の付与、歯科技工業務及び歯科技工所について等規定されている。歯科技工所について、県知事が必要があると認めるときは報告を求め、立入検査を行うことができる。
74		し	資源の有効な利用の促進に関する法律	指定再資源化製品 (パーソナルコンピュータ・密閉形蓄電池)に関する こと	環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずる。（法第1条）
75		し	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律		警察本部	人身安全対策課	ストーカー対策係	045-211-1212 内線3451		いわゆるリベンジポルノをはじめとする私事性的画像記録の提供等の行為を処罰すること等により、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生・拡大を防止することを目的とする法律である。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	種別 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
76	し		自然環境保全法		環境農政局	自然環境保全課	緑地・自然公園グループ	045-210-4310	045-210-8848	自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
77	し		自然公園法		環境農政局	自然環境保全課	緑地・自然公園グループ	045-210-4310	045-210-8848	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保養、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
78	し		下請代金支払遅延等防止法		産業労働局	中小企業支援課	中小企業支援グループ	045-210-5556	045-210-8872	下請代金の支払遅延の防止等、親事業者の遵守すべき事項を定めることにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的としている。
79	し		質屋営業法		警察本部	生活安全総務課	営業第一係	045-211-1212 内線3031		質物の取扱いを公正明朗にし、盗品等が質屋に流れることを阻止して犯罪の予防及び検挙に努めることにより、国民の財産を保護するため必要な規制を定めているものである。
80	じ		実用新案法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	物品の形状、構造又は組合せに係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的としている。「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。また、「登録実用新案」とは、実用新案登録を受けている考案をいう。実用新案法は、特許法を補完しつつ産業の発達に貢献することを目的としており、保護対象が「技術的思想の創作」であり、保護の方法も「一定期間独占権の付与」である点で、特許法と共通している。
81	じ		児童虐待の防止に関する法律		福祉子ども みらい局	子ども家庭課	児童養護グループ	045-210-4655	045-210-8868	児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とするもの。
82	じ		自動車運転代行の業務の適正化に関する法律		警察本部	交通総務課	安全係	045-211-1212 内線5082		自動車代行を営む者に必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車代行を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的とする。
83	じ		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法		環境農政局	環境課	大気・交通環境グループ	045-210-4111	045-210-8846	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気の汚染が著しい特定の地域について、その排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としている。
84	じ		自動車の保管場所の確保等に関する法律		警察本部	駐車対策課	駐車対策係	045-211-1212 内線5275		自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とする。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
85	●	じ	児童福祉法	保育士試験、保育所等に関する事	福祉子どもみらい局	次世代育成課	保育・待機児童対策グループ 子育て支援人材グループ 監査グループ	045-210-4680 045-210-4687 045-210-4669	045-210-8956	全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されることでその心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することから、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉について定めている。 都道府県知事は、保育士試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、監督命令、検査等を行うことができる。 また、児童の福祉のため必要があると認めるときなどは、施設の設置者に対し、その施設の運営等の改善その他の勧告、事業の停止等を命ずることができる。
85	●	じ	児童福祉法		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童養護グループ 家庭福祉グループ	045-210-4655 045-210-4671	045-210-8868	全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されることでその心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することから、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉について定めている。 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときなどは、施設の設置者に対し、その施設の運営等の改善その他の勧告、事業の停止等を命ずることができる。
85	●	じ	児童福祉法	障害福祉サービスを利用する障害児に限る。	福祉子どもみらい局	障害サービス課	運営指導グループ 福祉施設グループ 事業支援グループ 監査グループ	045-210-4705 045-285-0738 045-210-4717 045-210-4736	045-201-2051	全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されることでその心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することから、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉について定めている。 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときなどは、施設の設置者に対し、その施設の運営等の改善その他の勧告、事業の停止等を命ずることができる。
86	●	し	視能訓練士法	免許、養成所に関することは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対する両眼視機能回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う視能訓練士の資格を定め、業務が適正に運用されるよう規律するもの。 学校又は養成所の指定、試験の実施、免許の付与、業務等について規定されている。
86	●	し	視能訓練士法	免許、養成所に関する事	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対する両眼視機能回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う視能訓練士の資格を定め、業務が適正に運用されるよう規律するもの。 学校又は養成所の指定、試験の実施、免許の付与、業務等について規定されている。
87	●	し	社会福祉士及び介護福祉士法		福祉子どもみらい局	高齢福祉課	福祉施設グループ	045-210-1111 内線4855	045-210-8874	喀痰吸引等制度に係る認定特定行為業務従事者に係る資格の登録・取消し、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録・業務の停止命令・取消し、登録研修機関の登録・更新・適合命令・改善命令・取消し等について規定されている。
87	●	し	社会福祉士及び介護福祉士法		福祉子どもみらい局	障害福祉課	地域生活支援グループ	045-210-4720	045-201-2051	喀痰吸引等制度に係る認定特定行為業務従事者に係る資格の登録・取消し、登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録・業務の停止命令・取消し、登録研修機関の登録・更新・適合命令・改善命令・取消し等について規定されている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
88	●	し	社会福祉法	社会福祉法人（児童系）の法人運営に関すること	福祉子ども みらい局	次世代育成課	監査グループ	045-210-4669	045-210-8956	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としている。 都道府県知事は、社会福祉法人又は社会福祉施設において、法令違反等があった場合などには、必要な措置を採るべき旨を命じたり、業務の停止、解散等を命ずることができる。
88	●	し	社会福祉法		福祉子ども みらい局	地域福祉課	法人監査グループ	045-210-4819	045-210-8874	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的としている。 都道府県知事は、社会福祉法人において、法令違反等があった場合などには、必要な措置を採るべき旨を命じたり、業務の停止、解散等を命ずることができる。
88	●	し	社会福祉法		福祉子ども みらい局	高齢福祉課	福祉施設グループ 監査グループ	045-210-1111 内線4855 内線4832	045-210-8874	都道府県知事が社会福祉事業を営業者に対し、必要と認める事項調査及び報告を求めることができるほか、施設の設置者がこの法律等の基準に適合しない場合には適合命令を、この法律等に違反したときは事業運営の制限や停止、許可・認可の取消し等を行うことができることについて規定されている。（軽費老人ホーム）
89		じ	獣医師法		環境農政局	畜産課	安全管理グループ	045-210-4518	045-210-8850	獣医師の任務、獣医師の免許、獣医師国家試験、獣医師の業務、獣医事審議会等を規定することにより、獣医師の技能の最高水準とその業務の適正を確保し、畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する。
90		じ	獣医療法		環境農政局	畜産課	安全管理グループ	045-210-4518	045-210-8850	飼育動物の診療施設の開設及び管理に関して必要な事項並びに獣医療を提供する体制の整備のために必要な事項を定めること等により、適切な獣医療の確保を図る。
91		し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		福祉子ども みらい局	次世代育成課	保育・待機児童対策 グループ 監査グループ	045-210-4680 045-210-4669	045-210-8956	幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的としている。 都道府県知事は、認定こども園において、法令違反等があった場合などには、必要な措置を採るべき旨を命じたり、業務の停止、解散等を命ずることができる。
92		じ	住宅宿泊事業法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	いわゆる民泊について、衛生面・安全面などに一定のルールを定め、健全な民泊の普及を図ることを目的としている。
93	●	じ	柔道整復師法	養成施設に関する ことは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に行われるよう施術所に対する規制、広告の制限、業務等の報告を規律することを目的としている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所載	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
93	●	じ	柔道整復師法	養成施設に関するこ と	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に行われるよう施術所に対する規制、広告の制限、業務等の報告を規律することを目的としている。
94	●	じ	銃砲刀剣類所持等取締法		教育局	文化遺産課	調整・世界遺産登録推進グ ループ	045-210-8361	045-210-8939	銃砲刀剣類の所持、使用等に関する危害予防に必要な規制を定めている。 我が国においては、銃砲、刀剣類の所持を一般的に禁止し、特定の場合や都道府県教育委員会による登録を受けた場合に限り解除するという制度をとっている。
94	●	じ	銃砲刀剣類所持等取締法		警察本部	生活安全総務課	営業第二係	045-211-1212 内線3033		銃砲刀剣類等による危害を防止し公共の安全を確保するため、銃砲刀剣類等の所持等に関する必要な規制を定めているものである。
95		し	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律		産業労働局	金融課	調整グループ	045-210-5690	045-210-8872	出資の受入れ、預り金及び金利等を取り締まるため一定の違反行為に対して刑罰を規定、貸金業者等の行なう業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的としている。
96		し	種苗法		環境農政局	農業振興課	生産振興グループ	045-210-4427	045-210-8851	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図る。
97		し	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律		環境農政局	農業振興課	調整グループ	045-210-4425	045-210-8851	主要な食糧（米穀及び麦）の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための措置並びに政府による主要食糧の買入れ、輸入及び完渡し措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資する。
98		し	障害者の雇用の促進等に関する法律		産業労働局	雇用労政課	障害者雇用促進グループ	045-210-5871	045-210-8873	障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて障害者の職業の安定を図る。
99		し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービスを利用する障害児に限る。	福祉子ども みらい局	障害サービス課	運営指導グループ 福祉施設グループ 事業支援グループ 監査グループ	045-210-4705 045-285-0738 045-210-4717 045-210-4736	045-201-2051	障害者基本法の理念にのっとり、障害児者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付、地域生活支援事業、障害福祉計画及び費用負担等について定めている。 都道府県知事は、事業者等がこの法律等に違反したときは、改善を勧告し、勧告に従わない場合は、命令を行い、命令に従わない等の場合は、指定の取り消し若しくは業務の全部または一部効力の停止をすることができる。
100		し	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律		福祉子ども みらい局	障害福祉課	調整グループ	045-210-4703	045-201-2051	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
101	●	じ	浄化槽法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	浄化槽の設置、法定検査、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
101	●	じ	浄化槽法	浄化槽工事業者の登録に関するに限る	県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 (建設業審査担当)	045-313-0722	045-272-6480	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
102		し	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律		環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。（法第1条）
103		し	使用済自動車の再資源化等に関する法律		環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。（法第1条）
104		し	商店街振興組合法		産業労働局	中小企業支援課	団体指導グループ	045-285-0747	045-210-8872	商店街が形成されている地域において、小売業者又はサービス業者等が協同して経済事業を行うとともに、地域環境の整備改善を図るための組織である商店街振興組合等の設立、運営について規定しており、組合の事業活動を通じた事業者の事業の健全な発展、公共の福祉の増進を目的としている。
105		し	消費生活協同組合法		くらし安全 防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する。
106		し	消費生活用製品安全法		くらし安全 防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる消費生活用製品（政令で定める特定製品）等の製造及び販売を規制する。 特定製品とは：家庭用圧力なべ、乗用車用ヘルメット、幼児用ベッド、登山用ロープ、浴槽用温水循環器等
107		し	商標法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的としている。「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらの色彩との結合であって、①業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの、②業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするものをいう。
108		し	消防法		くらし安全 防災局	消防保安課	消防グループ	045-210-3436	045-210-8829	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉を増進することを目的とする。
109		し	職業能力開発促進法		産業労働局	産業人材課	調整グループ	045-210-5705	045-201-6952	職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化とその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練または職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等について定めている。
110		し	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律		健康医療局	生活衛生課	食品衛生グループ	045-210-4940	045-210-8864	食鳥処理の事業について公衆衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図る。食鳥処理場の監視指導、食鳥肉の抜き取り検査を行い食鳥肉の安全確保を図る。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所属	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
111	し		食品衛生法		健康医療局	生活衛生課	食品監視グループ	045-285-0741	045-210-8864	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。食品等の規格基準、施設基準、管理運営基準、表示基準などの基準の策定の枠組みと、国による輸入時の監視や、都道府県等による国内食品関係営業施設等に対する監視指導の枠組みが定められている。
112	し		食品表示法		健康医療局	生活衛生課	食品監視グループ	045-285-0742	045-210-8864	食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、健康増進法（平成十四年法律第三百号）及び農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。
113	し		植物防疫法		環境農政局	農業振興課	普及グループ	045-210-4446	045-210-8851	輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、そのまん延を防止する。
114	し		所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	測量等のための特定所有者不明土地への立入り、障害物の伐採等に関すること、地域福利増進事業における知事裁定に関すること、土地収用法の特例における知事裁定に関することに限る。	県土整備局	用地課	企画指導グループ	045-210-6145	045-210-8878	社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の取用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特別の措置を講じ、もって国土の適正かつ合理的な利用に寄与することを目的とする。
115	し		私立学校法		福祉子ども みらい局	私学振興課	認可グループ	045-210-3768	045-210-8839	この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的に、私立学校に関する教育行政や、学校法人の設立、管理、解散、助成及び監督などに関する事項について規定しているものである。
116	し		飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律		環境農政局	畜産課	畜産環境グループ	045-210-4514	045-210-8850	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれの検定を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図ることにより、公共の安全の確保と畜産物の生産の安定に寄与する。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
117		し	新型インフルエンザ等対策特別措置法		健康医療局	健康危機・感染症対策課	新興感染症グループ	045-285-0559	045-633-3770	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。
118		し	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律		健康医療局	がん・疾病対策課	精神保健医療グループ	045-210-4727	045-210-8860	心神喪失や心神耗弱の状態で大害行為を行った者に対し、必要な医療を確保による病状の改善や同様の行為の再発防止を図り、社会復帰を促進することを目的としている。
119		し	信用保証協会法		産業労働局	金融課	融資グループ	045-210-5677	045-210-8872	中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。
120	●	し	診療放射線技師法	免許、養成所に関することは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	診療放射線技師の資格を定め、人体に有害な放射線を診療のために用いる専門技術者の、医学等に関する知識、技能の水準を一定以上に確保するとともに、これらの資格者が業務を行う上で必要な規制を行い、適正に運用されるよう規律するもの。免許、試験及び学校養成所、業務等について規定されている。
120	●	し	診療放射線技師法	免許、養成所に関すること	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	診療放射線技師の資格を定め、人体に有害な放射線を診療のために用いる専門技術者の、医学等に関する知識、技能の水準を一定以上に確保するとともに、これらの資格者が業務を行う上で必要な規制を行い、適正に運用されるよう規律するもの。免許、試験及び学校養成所、業務等について規定されている。
121		し	森林組合法		環境農政局	森林再生課	林業振興グループ	045-210-4342	045-210-8849	森林組合及び森林所有者の権利・義務を定め、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的としている。
122		し	森林病虫害等防除法		環境農政局	水源環境保全課	森林保全グループ	045-210-4355	045-210-8855	森林病虫害等を早期に、且つ、徹底的に駆除し、及びそのまん延を防止し、もって森林の保全を図ることを目的としている。
123		す	水産業協同組合法		環境農政局	水産課	水産指導グループ	045-210-4539	045-210-8853	漁民及び水産加工業者の協同組織である水産業協同組合に関して事業、組合員、管理及び設立等について規定している。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	種別 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
124	す		水産資源保護法		環境農政局	水産課	漁業調整・資源管理 グループ	045-210-4549	045-210-8853	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。 農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、左に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる。 一 水産動植物の採捕に関する制限又は禁止 二 水産動植物の販売又は所持に関する制限又は禁止 三 漁具又は漁船に関する制限又は禁止 四 水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止 五 水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止 六 水産動植物の移植に関する制限又は禁止
125	す		水質汚濁防止法		環境農政局	環境課	水環境グループ	045-210-4123	045-210-8846	水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出及び地下への浸透を規制し、生活排水対策の実施を推進する等により、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。 また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。
126	す		水道法		健康医療局	生活衛生課	動物愛護・水道グループ	045-210-4955	045-210-8864	清浄、豊富、低廉な水の供給を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的として、水道水の水質基準、施設基準、水道事業の認可等について定めている。 なお、水道用水供給事業、水道事業（上水道、簡易水道）、専用水道、簡易専用水道が本法の対象となる。
127	す		水防法		県土整備局	河港課	河川防災グループ	045-210-6491	045-210-8897	洪水、内水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減しもって公共の安全を保持することを目的とする法律であり、水防組織、水防活動、費用の負担等について規定している。
128	せ		製菓衛生師法		健康医療局	生活衛生課	食品衛生グループ	045-210-4940	045-210-8864	製菓衛生師の資格を定めることにより菓子製造業に従事する者の資質を向上させ、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。製菓衛生師とは、厚生労働大臣が定めた基準に基づき、都道府県知事が行う試験に合格し、都道府県知事の免許を受けた者をいう。
129	せ		生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律		健康医療局	生活衛生課	団体指導グループ	045-210-4936	045-210-8864	国民の日常生活に密接した生活衛生関係の営業について、その衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護に資する体制、制度整備等の方策を講じ、公衆衛生の向上及び増進に資し、国民生活の安定に寄与する。
130	せ		生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律		くらし安全 防災局	消費生活課	企画グループ	045-312-1121 内線2621	045-312-3506	生活関連物資等の価格が異常に上昇し又は上昇するおそれがある場合において、当該物資の買占め又は売惜しみが行われ又は行われるおそれがあるときに、政令で当該物資を指定し、当該物資の売渡しの指示及び命令等による緊急措置を講じることにより国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保することを目的とする。
131	せ		生活困窮者自立支援法		福祉子ども みらい局	生活援護課	生活困窮者対策グループ	045-285-0190	045-210-8859	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、包括的な相談支援、就労支援等を行い、その自立の促進を図ることを目的とする。具体的には、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給を行うなど、1人ひとりの状況に応じた支援を行っている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
132		せ	生活保護法		福祉子ども みらい局	生活援護課	生活保護グループ	045-210-4912	045-210-8859	国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度である。具体的には、生活保護の実施主体である県又は市が生活保護受給者等からの相談に応じ、保護金品の支給、自立に向けた助言・支援等を行っている。
133		せ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		健康医療局	がん・疾病対策課	精神保健医療グループ	045-210-4727	045-210-8860	精神障害者の医療及び保護を行い、その社会復帰の促進とその自立に必要な援助を行う。 また、その発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としている。
134		せ	精神保健福祉士法		健康医療局	がん・疾病対策課	精神保健医療グループ	045-210-4727	045-210-8860	精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
135	●	せ	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律		警察本部	生活保安課	情報係	045-211-1212 内線 3412		性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰することにより、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。
135	●	せ	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律		警察本部	捜査第一課	性犯罪捜査第一係	045-211-1212 内線 4152		性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰することにより、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。
136		せ	石油コンビナート等災害防止法		くらし安全 防災局	消防保安課	高圧ガス・コンビナートグループ	045-210-3479	045-210-8830	石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、もって当該災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。（石油コンビナート等特別防災区域の指定、特定事業所の区分、事業所レイアウトの規制、特定事業者に対する災害予防の義務付け、特定事業者に対する災害応急措置の義務付け、石油コンビナート等防災本部の設置、石油コンビナート等防災計画の作成、緩衝緑地の設置）
137		ぜ	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		環境農政局	自然環境保全課	野生生物グループ	045-210-4319	045-210-8848	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
138		そ	測量法		県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 (建設業審査担当)	045-313-0722	045-272-6480	国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な機能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。
139		だ	ダイオキシン類対策特別措置法		環境農政局	環境課	大気・交通環境グループ 水環境グループ	045-210-4111	045-210-8846	ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去等を図り、国民の健康を保護するため、施策の基本とすべき基準、必要な規制、汚染土壌に係る措置等の整備について定めている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所属	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
140		た	大気汚染防止法		環境農政局	環境課	大気・交通環境グループ	045-210-4111	045-210-8846	大気汚染防止を図るため、工場及び事業場の事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物、粉じん並びに水銀の排出等の規制、有害大気汚染物質対策の実施、並びに自動車排出ガスの許容限度の規定等により、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。 また、大気汚染により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。
141		だ	大規模地震対策特別措置法		くらし安全 防災局	危機管理防災課	企画グループ	045-210-5945	045-210-8829	大規模な地震による災害から国民の生命、身体、財産を守るため、地震防災対策強化地域の指定、地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について定める。法第20条、24条、26条、27条に関し、罰則規定がある。
142		だ	大規模小売店舗立地法		産業労働局	商業流通課	流通企画グループ	045-210-5605	045-210-8875	大規模小売店舗の立地が周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続きについて規定している。
143		た	大麻取締法		健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ	045-210-4972	045-201-9025	大麻の輸入、輸出、所持、栽培、譲り受け、譲り渡し及び研究のため使用に関して必要な取締を行うこと等を定めている。
144	●	た	宅地造成及び特定盛土等規制法	基礎調査・区域指定 に関すること、特定 盛土等及び土石の堆 積に関すること	県土整備局	砂防課	土砂対策グループ 審査グループ	045-210-6511	045-210-8897	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
144	●	た	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成及び特定盛 土等規制法の施行 (宅地の造成に係る ものに限る。)	県土整備局	建築指導課	開発指導グループ	045-210-6248	045-210-8884	(※ 横浜市、川崎市、横須賀市及び小田原市は、宅地造成及び特定盛土等規制法による許可等事務を、それぞれの市で実施している。(現在、経過措置期間中)) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
145		た	宅地建物取引業法		県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 (宅建指導担当)	045-313-0722	045-272-6480	宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図る。
146		た	探偵業の業務の適正化に関する法律		警察本部	生活安全総務課	営業第二係	045-211-1212 内線3033		探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするもの。
147		ち	駐車場法		県土整備局	都市整備課	景観まちづくりグループ	045-210-6209	045-210-8883	都市計画的見地から道路交通の円滑化を図ることを目的として、都市における自動車の駐車のための施設（路上駐車場、路外駐車場、建築物に附置される駐車施設）の整備について規定している。
148		ち	中小企業団体の組織に関する法律		産業労働局	中小企業支援課	団体指導グループ	045-285-0747	045-210-8872	中小企業者等が協同して経済事業を行うため、又は事業の改善発達を図るための組織である商工組合等の設立、運営について規定しており、組合員の公正な経済活動の機会確保による国民経済の健全な発展が図られることを目的としている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	種別 所管	法律名称 1文字目	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
149	ち	中小企業等協同組合法		産業労働局	中小企業支援課	団体指導グループ	045-285-0747	045-210-8872	中小企業者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うための組織である事業協同組合等の設立、運営について規定しており、組合の事業活動を通じた中小企業者の公正な経済活動の機会の確保、自主的な経済活動の促進による経済的地位の向上を目的としている。
150	ち	中小漁業融資保証法		環境農政局	水産課	水産指導グループ	045-210-4539	045-210-8853	中小漁業者等の漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等について、その債務を保証することを主たる業務とする漁業信用基金協会の制度等について規定している。
151	ち	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		環境農政局	自然環境保全課	野生生物グループ	045-210-4319	045-210-8848	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。
152	ち	調理師法		健康医療局	生活衛生課	団体指導グループ	045-210-4936	045-210-8864	調理師の資格等を定めて調理の業務に従事する者の資質を向上させることで調理技術の合理的な発達と国民の食生活の向上に資する。
153	ち	著作権等管理事業法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	著作権及び著作隣接権を管理する事業を行う者について登録制度を実施し、管理委託契約約款及び使用料規程の届出及び公示を義務付ける等その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、著作権等管理を委託する者を保護するとともに、著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与することを目的としている。
154	ち	著作権法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作人等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としている。著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。
155	ち	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律		警察本部	暴力団対策課	暴力団排除第一班	045-211-1212 内線4531		社会経済情勢の変化に伴い、国民の生活基盤としての賃貸住宅の役割の重要性が増大していることに鑑み、良好な居住環境の安定的な確保を図るため、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、暴力団員等を同管理業から排除し、その業務の適正な運営を確保するとともに、特定賃貸借契約の適正化のための措置等を講ずることを目的とする。
156	つ	通訳案内士法		文化スポーツ観光局	観光課	調整グループ	045-285-0813	045-210-8870	通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。)及び、通訳案内を業とする通訳案内士に関する資格、手続き等を規定した法律。
157	つ	津波防災地域づくりに関する法律		くらし安全防災局	危機管理防災課	企画グループ	045-210-5945	045-210-8829	津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
158		つ	積立式宅地建物販売業法		県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 (宅建指導担当)	045-313-0722	045-272-6480	積立式宅地建物販売業を営む者について許可制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保し、もって購入者等の利益の保護を図るとともに積立式宅地建物販売業の健全な発達に寄与する。
159		て	鉄道事業法		県土整備局	交通政策課	交通企画グループ	045-210-6182	045-210-8879	鉄道事業等の運営を適正かつ合理的なものとする事により、鉄道等の利用者の利益を保護するとともに、鉄道事業等の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進する。
160		で	電気工事業の業務の適正化に関する法律		くらし安全 防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475	045-210-8830	電気工事業を営む者の登録等及びその業務の規制を行うことにより、業務の適正な実施を確保し、発電設備、住宅やビルなどの受電設備、電気使用設備等の保安を確保する。
161		で	電気工事士法		くらし安全 防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475	045-210-8830	電気工事の作業に従事する者の資格及び義務を定め、電気工事の欠陥による災害の発生を防止する。
162		で	電気事業法	損失補償の裁定に 関することに限る	県土整備局	用地課	企画指導グループ	045-210-6145	045-210-8878	電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制する。
163		で	電気通信事業法	損失補償の裁定に 関することに限る	県土整備局	用地課	企画指導グループ	045-210-6145	045-210-8878	電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとする事とともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保し、その利用者の利益を保護する。
164		で	電気用品安全法		くらし安全 防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気 グループ	045-210-3475	045-210-8830	電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保について製造、輸入、販売事業者等の自主的な活動を促進することにより、火災、感電事故等の発生を防止する。
165		ど	動物の愛護及び管理に関する 法律		健康医療局	生活衛生課	動物愛護・水道グループ	045-210-4947	045-210-8864	動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する風潮を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止する。
166		ど	道路交通法		警察本部	交通総務課	企画係	045-211-1212 内線5022		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。
167		ど	道路法		県土整備局	道路管理課	路政グループ	045-210-6355	045-210-8886	道路に関する管理、保全等に関する事項を定め、交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進するための法律。道路における禁止、制限行為や、道路管理者の処分権限等についても定めている。
168		と	特定外来生物による生態系等 に係る被害の防止に関する法律		環境農政局	自然環境保全課	緑地・自然公園グループ	045-210-4310	045-210-8848	特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資する。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	種別 所管	法律名称 1文字目	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等	
169	と	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律		くらし安全防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気グループ	045-210-3475	045-210-8830	ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的とするものである。なお、特定ガス消費機器とは、風呂釜及び湯沸かし器であって排気筒を設置すべきものである。	
170	と	特定家庭用機器再商品化法		環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。（法第1条）	
171	と	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律		環境農政局	環境課	環境計画グループ	045-210-4107	045-210-8846	製造業などで特定の公害発生施設を有する工場（特定工場）に対し、公害防止に関する技術的事項を管理する「公害防止管理者」等を選任し、公害防止体制の整備を図ることを義務づけている。	
172	と	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律		県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 （建設業審査担当）	045-313-0722	045-272-6480	新築住宅に関し、建設業者及び宅地建物取引業者に対して、住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定による瑕疵担保責任を履行するための資力の確保を義務付け、紛争処理体制について定めることにより、住宅を新築する建設工事の発注者及び新築住宅の買主の利益の保護を図る。	
173	と	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律		環境農政局	水産課	水産企画グループ	045-210-4542	045-210-8853	違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、特定の水産動植物等について、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引の記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類添付の義務付け等の措置を講ずることにより、当該水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与するとともに、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とする。	
174	と	特定商取引に関する法律		くらし安全防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	消費者トラブルの多い特定の取引類型（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、特定継続的役務提供、マルチ商法、内職・モニター商法の6類型）を対象にして、トラブル防止のルールを定め、事業者による不当な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保する。事業者に対する行政規制や消費者救済のための民事ルール等を定めている。	
175	●	ど	毒物及び劇物取締法	販売業・業務上取扱者に関すること	健康医療局	薬務課	薬事指導グループ	045-210-4967	045-201-9025	化学物質の毒性のみに着目し、毒性が強く、取扱いに特に注意を要するものについて、保健衛生上の見地から販売又は授与すること、あるいは販売又は授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、運搬し、又は陳列すること等について定めている。
175	●	ど	毒物及び劇物取締法	製造業・輸入業に関すること	健康医療局	薬務課	生産指導グループ	045-210-4976	045-201-9025	化学物質の毒性のみに着目し、毒性が強く、取扱いに特に注意を要するものについて、保健衛生上の見地から販売又は授与すること、あるいは販売又は授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、運搬し、又は陳列すること等について定めている。
176	●	と	都市計画法	開発行為等の規制を除く	県土整備局	都市計画課	調整グループ	045-210-6175	045-210-8879	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。
176	●	と	都市計画法	開発行為等の規制に関することに限る	県土整備局	建築指導課	開発指導グループ	045-210-6248	045-210-8884	（※ 横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市及び大和市は、都市計画法に基づく開発許可関係事務を、それぞれの市で実施している。）都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、開発行為等の規制を行う。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
177	ど		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律		国土整備局	砂防課	土砂対策グループ	045-210-6511	045-210-8897	土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある土地の区域（土砂災害警戒区域）を明らかにし、当該区域における緊急避難体制を整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域（土砂災害特別警戒区域）において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図る。
178	ど		土壌汚染対策法		環境農政局	環境課	水環境グループ	045-210-4123	045-210-8846	土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。
179	と		と畜場法		健康医療局	生活衛生課	食品衛生グループ	045-210-4940	045-210-8864	と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、国民の健康の保護を図る。牛・馬・豚等の獣畜について、厳正なと畜検査を行い食肉の安全確保を図る。
180	と		特許法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としている。「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。また、「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。
181	な		難病の患者に対する医療等に関する法律		健康医療局	がん・疾病対策課	難病対策グループ	045-210-4777	045-210-8860	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。
182	の		農業協同組合法		環境農政局	農政課	団体指導グループ	045-210-4433	045-210-8851	農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することを目的とし、次の点について規定している。 ① 農業協同組合等の法人格、及び農業協同組合等の事業、組合員等組織、組合等の設立等手続 ② 組合等の所管行政庁及びその権限並びに組合等及びその役員が法の規定に違反した場合の罰則
183	の		農業信用保証保険法		環境農政局	産業振興課	調整グループ	045-210-4422	045-210-8851	農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合等融資機関の農業者等に対する貸付けについて債務保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
184		の	農業保険法		環境農政局	農政課	団体指導グループ	045-210-4433	045-210-8851	<p>農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>① 農業共済制度（農家が掛金を出し合って共同財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払を受けるという相互扶助を基本とした農業保険制度）の種類等の内容</p> <p>② 収入保険制度（品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格他低下なども含めた収入減少を補填する農業経営全体をカバーするしきみの農業保険制度）の種類等の内容。</p> <p>③ 農業共済組合等の法人格、農業共済組合等の事業、組合員等組織、組合等の設立等手続</p> <p>④ 組合等の所管行政庁及びその権限並びに組合等及びその役員が法の規定に違反した場合の罰則</p>
185		の	農産物検査法		環境農政局	農業振興課	調整グループ	045-210-4425	045-210-8851	<p>農産物（米、麦、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば、かんしょでん粉及びばれいしょでん粉）の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与する。</p>
186		の	納税貯蓄組合法		総務局	税務指導課	納税グループ	045-210-1111 内線2343	045-210-8808	<p>納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もって租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。</p>
187		の	農薬取締法		環境農政局	農業振興課	普及グループ	045-210-4446	045-210-8851	<p>農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制を行う。</p>
188		の	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		環境農政局	農業振興課	普及グループ	045-210-4446	045-210-8851	<p>農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染にかかる農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産されたり、農作物等の生育が阻害されることを防止する。</p>
189	●	は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物再生事業者登録に係るものに限る	環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	<p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。（法第1条）</p>
189	●	は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く）許可に関すること及び不適正処理に関すること以外のこと	環境農政局	資源循環推進課	指導グループ	045-210-4156	045-210-8847	<p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。（法第1条）</p>
189	●	は	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	P C B 廃棄物に関すること	環境農政局	資源循環推進課	許認可グループ	045-210-4151	045-210-8847	<p>廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。（法第1条）</p>

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
190	は		犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律		警察本部	警務課	被害者支援室	045-211-1212 内線2703		犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とする。
191	は		犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会	環境農政局	水産課	水産指導グループ	045-210-4539	045-210-8853	預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする。
192	び		PTA・青少年教育団体共済法		教育局	行政課	行政グループ	045-210-8081	045-210-8938	青少年の健全な育成等に資するため、PTA・青少年教育団体が、その主催する活動等における青少年等の災害について、共済事業を行うことができることとする。
193	び		美容師法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	美容師の資格を定めるとともに、美容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資する。
194	ひ		肥料の品質の確保等に関する法律		環境農政局	農業技術センター	病害虫防除部	0463-58-0333 内線390、393	0463-58-4254	肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査を行い、農業生産力の維持増進と国民の健康の保護を目的とする。
195	ふ		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		警察本部	生活安全総務課	営業第一係	045-211-1212 内線3031		善良の風俗と清浄な風俗環境を保持及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止等を目的として、営業者、営業場所等に関する必要な規制を定めているものである。
196	ぶ		武器等製造法		くらし安全防災局	消防保安課	L Pガス・火薬・電気グループ	045-210-3475	045-210-8830	武器の製造の事業の事業活動を調整することによって、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び銃等の製造、販売、その他の取扱を規制することによって、公共の安全を確保する。
197	ふ		不当景品類及び不当表示防止法		くらし安全防災局	消費生活課	指導グループ	045-312-1121 内線2630	045-312-3506	商品及び役務の取引に関連して、過大な景品類の提供や誇大・虚偽の表示が行われると、消費者は景品に惑わされたり、商品や役務の特性をきちんと判断できなかつたりして、適正な選択を阻害されることになるため、不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保するとともに、消費者の利益を保護する。
198	ふ		不動産特定共同事業法		県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 (宅建指導担当)	045-313-0722	045-272-6480	不動産特定共同事業を営む者について許可等制度を実施し、その業務の遂行に当たっての責務等を明らかにし、及び事業参加者が受けることのある損害を防止するため必要な措置を講ずることにより、その業務の適正な運営を確保し、もって事業参加者の利益の保護を図るとともに、不動産特定共同事業の健全な発達に寄与する。
199	ふ		不動産の鑑定評価に関する法律		県土整備局	建設業課	横浜駐在事務所 (宅建指導担当)	045-313-0722	045-272-6480	不動産の鑑定評価に関し、不動産鑑定士等の資格及び不動産鑑定業について必要な事項を定め、もって土地等の適正な価格の形成に資する。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	種別 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
200	ぶ	ぶ	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律		環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（法第1条）
201	ぶ	ぶ	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律		くらし安全防災局	危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425	045-210-8829	武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定。
202	ふ	ふ	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律		環境農政局	環境課	大気・交通環境グループ	045-285-0854	045-210-8846	オープン層の破壊や地球温暖化を招くフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類及びフロン類使用製品の製造者等の使用の合理化への取組み及び業務用冷凍空調機器の管理者の措置等について定めている。
203	ぶ	ぶ	文化財保護法		教育局	文化遺産課	調整・世界遺産登録推進グループ	045-210-8359	045-210-8939	文化財を保存・活用することで国民の文化的向上と世界文化の進歩に貢献することを目的としている。 また、文化財のうち特に価値の高いものを史跡や重要文化財に指定し、重点的な保護策を講じている。
204	べ	べ	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律		環境農政局	農業振興課	調整グループ	045-210-4425	045-210-8851	米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る。
205	べ	べ	弁理士法		産業労働局	産業振興課	技術開発グループ	045-210-5646	045-210-8871	弁理士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、工業所有権の適正な保護及び利用の促進等に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを目的としている。この法律で「国際出願」とは、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第2条に規定する国際登録出願をいう。また、「国際登録出願」とは、商標法第68条の2第1項に規定する国際登録出願をいう。
206	ぼ	ぼ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		警察本部	暴力団対策課	暴力団排除第1班	045-211-1212 内線4531		暴力団員の行う暴力的要求行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。
207	ほ	ほ	保健師助産師看護師法		健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4759	045-210-8858	保健師・助産師・看護師・准看護師の業務及び免許の付与、その取消し等と資格取得試験について規定されている。
208	ぼ	ぼ	母体保護法		健康医療局	健康増進課	母子保健グループ	045-210-1111 内線 5029	045-210-8857	この法律は、不妊手術及び人工妊娠中絶に関する事項を定めること等により、母性の生命健康を保護することを目的とする。
209	ぼ	ぼ	墓地、埋葬等に関する法律		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	墓地、納骨堂又は火葬場の経営に当たっては、その公益性、永続性が確保され、埋葬、火葬、改葬等の許可事務、墓地、火葬場及び納骨堂の設置管理並びにこれらの施設の監督に当たっては、国民の宗教的感情に適合するよう配慮すること。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は催告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
210		ぼ	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法		環境農政局	資源循環推進課	適正処理グループ	045-210-4151	045-210-8847	ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管、処分等について規制等を行うとともに、処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。 保管事業者は、保管等の届出、期間内（令和9年3月31日まで）の処分等を行うこととされて
211		ま	麻薬及び向精神薬取締法		健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ	045-210-4972	045-201-9025	麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを定めている。
212		ま	マンションの管理の適正化の推進に関する法律		県土整備局	住宅計画課	民間住宅グループ	045-210-6557	045-210-8884	マンション管理適正化推進計画、管理計画の認定、マンション管理士の資格、マンション管理業者の登録制度等について定めることにより、マンションの管理の適正化の推進を図るとともに、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ることを目的とする。
213		ま	マンションの建替え等の円滑化に関する法律		県土整備局	住宅計画課	民間住宅グループ	045-210-6557	045-210-8884	マンション建替事業、除却する必要があるマンションに係る特別の措置及びマンション敷地売却事業について定めることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保並びに地震によるマンションの倒壊その他の被害からの国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。
214		み	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律		県土整備局	都市整備課	市街地整備グループ	045-210-6212	045-210-8883	密集市街地について計画的な再開発又は開発整備による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
215		み	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律		福祉子ども みらい局	子ども家庭課	児童養護グループ	045-210-4655	045-210-8868	養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保することによって児童の保護及び適正な養子縁組のあっせんの促進を図り、児童の福祉の増進を目的とするもの。
216	●	や	薬剤師法	免許に関すること	健康医療局	薬務課	献血・薬物対策グループ	045-210-4972	045-201-9025	調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与する薬剤師について免許、試験、調剤、調剤の場所について定めている。
216	●	や	薬剤師法	調剤に関すること	健康医療局	薬務課	薬事指導グループ	045-210-4967	045-201-9025	調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることにより、公衆衛生の向上及び増進に寄与する薬剤師について免許、試験、調剤、調剤の場所について定めている。
217		ゆ	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	有害物質を含有する家庭用品について保健衛生上の見地から必要な規制を行うことにより、国民の健康の保護に資する。
218		ゆ	遊漁船業の適正化に関する法律		環境農政局	水産課	漁業調整・資源管理 グループ	045-210-4551	045-210-8853	遊漁船業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保をする。
219		よ	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		環境農政局	資源循環推進課	調整グループ	045-210-4149	045-210-8847	容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。（法第1条）

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No.	複数 所管	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
220		よ	養鶏振興法		環境農政局	畜産課	畜産振興グループ	045-210-4511	045-210-8850	養鶏の振興を図るため、優良な資質を備える鶏の普及のため標準鶏の認定、ふ化業者の登録の制度、及び養鶏経営の改善のための措置等を定め、もって農家経済の安定と国民の食生活の改善に資する。
221	●	り	理学療法士及び作業療法士法	免許、養成施設に関することは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、業務が適正に運用されるように、免許、試験、養成施設及び業務等について定めている。
221	●	り	理学療法士及び作業療法士法	免許、養成施設に関すること	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、業務が適正に運用されるように、免許、試験、養成施設及び業務等について定めている。
222		り	理容師法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	理容師の資格を定めるとともに、理容の業務が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資する。
223		り	旅館業法		健康医療局	生活衛生課	環境衛生グループ	045-210-4950	045-210-8864	旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与する。
224		り	旅行業法		文化スポーツ観光局	観光課	調整グループ	045-285-0813	045-210-8870	旅行業務等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業務等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的としたルールを定めている。
225		り	林業種苗法		環境農政局	森林再生課	林業振興グループ	045-210-4342	045-210-8849	林業種苗の採種源の指定、生産の登録、配布の表示の適正化等の処置により、適正かつ円滑な造林を推進し林業生産増大と林業の発展に寄与することを目的としている。
226		り	林業労働力の確保の促進に関する法律		環境農政局	森林再生課	林業振興グループ	045-210-4342	045-210-8849	林業労働力の減少、高齢化に対応して、林業生産活動において中心的な役割を果たしている事業主（素材生産業者、森林組合等）が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するとともに林業への新規就業者の就業の円滑化により、林業労働力の確保を図る。
227	●	り	臨床検査技師等に関する法律	免許、養成所に関することは除く	健康医療局	医療企画課	法人指導グループ	045-210-4869	045-210-8858	臨床検査技師の資格等を定めるとともに、検査が行われる衛生検査所について検査の適正を確保するため、免許、試験、学校養成所、業務及び衛生検査所等について定めている。
227	●	り	臨床検査技師等に関する法律	免許、養成所に関すること	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	臨床検査技師の資格等を定めるとともに、検査が行われる衛生検査所について検査の適正を確保するため、免許、試験、学校養成所、業務及び衛生検査所等について定めている。
228		り	臨床工学技士法	養成施設に関すること	健康医療局	医療整備・人材課	人材養成グループ	045-210-4758	045-210-8858	臨床工学技士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように、免許、試験、業務等について定めている。

公益通報とは、(1)労働者等が、(2)不正の目的でなく、(3)勤務先における、(4)刑事罰・過料の対象となる不正を、(5)一定の通報先に通報することを言います。

行政機関に通報を行う場合は、当該法令違反行為について処分又は勧告等を行う権限のある行政機関が通報先となります。

【詳しくは、公益通報者保護制度の詳細（消費者庁ホームページ（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/detail/report）をご確認ください。】

公益通報者保護法に係る法令違反の通報受付窓口一覧（刑事訴訟法に定める捜査や公訴が行われる犯罪行為に関する通報先を除く）（令和6年10月1日時点）

50音順 No	複数 所属	法律名称 1文字目	法律名称	分掌	局等	通報先所属名	通報先グループ・係等	電話番号	FAX番号	法律の概要等
229	ろ	老人福祉法			福祉子ども みらい局	高齢福祉課	高齢福祉グループ 福祉施設グループ 保健・居住施設グループ 在宅サービスグループ 監査グループ	045-210-4846 045-210-4851 045-210-4856 045-210-4840 045-210-1111 内線4832	045-210-8874	この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的としている。 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づいてする処分に違反したときなどは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律等に違反したときなどは、運営の改善、事業の停止命令等を命ずることができる。 有料老人ホームの設置者がこの法律に違反したときなど、改善命令、事業の制限又は停止を命ずることができる。
230	ろ	労働者協同組合法			産業労働局	雇用労政課	労働福祉グループ	045-210-5735	045-210-8873	各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。